

体育学研究から IJSHS への二次出版論文に関する申し合わせ

一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）の英訳費用負担による体育学研究から IJSHS への二次出版について、対象論文及びその英訳費用は次の通りとする。

（対象論文）

その前年（1月1日～12月31日）に公刊された体育学研究の論文のうち、以下の手順に従って選定された論文

1. 当該年度の対象論文数は、1篇以上を原則とし、年度毎に理事会で決定する。
2. 理事会で決定された篇数の対象論文を、以下の優先順位により選定する。
 - ① 学会賞論文
 - ② 学会奨励賞論文
 - ③ 浅田学術奨励賞論文（①又は②と専門領域が重複する場合は④を優先する）
 - ④ 「①～③」による論文の選定後に、前年に公刊された体育学研究の論文の著者に対象論文の募集を周知し、応募された論文
3. 上記③及び④には、それぞれ、以下の優先順位を設ける。④の論文は一専門領域につき1篇を原則とし、必要に応じて、当該領域に選考を依頼する。
 - (1) ①及び②とは専門領域が異なる論文
 - (2) 過去の対象論文が少ない専門領域の論文
 - (3) 体育学研究における前年の掲載論文数が多い専門領域の論文
 - (4) IJSHS における前年の掲載論文数が少ない専門領域の論文
 - (5) IJSHS の編集委員長が推薦する専門領域の論文
4. 対象論文は、以上の手順で選定し、本学会の理事会の審議で決定する。

（英訳費用）

1. 二次出版論文英訳費用等の必要な予算を IJSHS の経費に計上する。
2. 英訳は原則として本学会が指定した業者に委託し、費用の全額を本学会が負担する。

（改正）

1. この申し合わせ事項は、運営委員会の決議により改正することができる。

附則

1. この申し合わせ事項は、2015年12月5日から施行する。
2. この申し合わせは、2017年6月10日から改正施行する。
3. この申し合わせは、2021年4月1日から改正施行する。